## 議案第47号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

## 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
  - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号 利用事務実施者をいう。
  - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な 取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図り ながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものと する。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は愛西市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務 とする。
- 2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するた

めに必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、 規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を 含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったも のとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

## 別表(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	法別表第2の26	教育委員会	法別表第2の26
	の項の第2欄に掲		の項の第4欄に掲
	げる事務(生活保		げる特定個人情報
	護法(昭和25年		(学校保健安全法
	法律第144号)		(昭和33年法律
	による保護の決定		第56号)による医
	及び実施に関す		療に要する費用に
	る事務であって		ついての援助に
	主務省令で定め		関する情報であ
	るもの)		って主務省令で

			定めるもの)
2 教育委員会	法別表第2の38	市長	法別表第2の38
	の項の第2欄に掲		の項の第4欄に掲
	げる事務(学校保		げる特定個人情報
	健安全法による医		(住民票関係情報
	療に要する費用に		であって主務省令
	ついての援助に関		で定めるもの)
	する事務であって		
	主務省令で定める		
	もの)		
3 市長	法別表第2の87	教育委員会	法別表第2の87
	の項の第2欄に掲		の項の第4欄に掲
	げる事務(中国残		げる特定個人情報
	留邦人等の円滑な		(学校保健安全法
	帰国の促進並びに		による医療に要す
	永住帰国した中国		る費用についての
	残留邦人等及び特		援助に関する情報
	定配偶者の自立の		であって主務省令
	支援に関する法律		で定めるもの)
	(平成6年法律第		
	30号) による支		
	援給付の支給に関		
	する事務であって		
	主務省令で定める		
	もの)		